



# 宮崎県公報

平成21年3月31日(火曜日)号外第19号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

規 則	頁
○地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則……………(人事課) 1	の範囲に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) 1
○地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職	○証明手数料徴収規則の一部を改正する規則……………(財政課) 2
	○宮崎県財務規則の一部を改正する規則……………( “ ) 2
	○物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則……………(総務事務センター) 4
	○宮崎県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則……………(営農支援課) 5

## 規 則

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第13号

#### 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則(平成18年宮崎県規則第45号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 病院局組織規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号)により病院局に置かれる職のうち、次に掲げる職にある者 ア 本庁の次長、参事、課長及び副参事 イ 院長、 <u>園長</u> 、副院長、 <u>副園長</u> 、事務局長、 <u>事務次長</u> 、 <u>事務次長</u> 、 <u>薬剤長</u> 、 <u>看護部長</u> 及び <u>総看護師長</u>	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 病院局組織規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号)により病院局に置かれる職のうち、次に掲げる職にある者 ア 本庁の <u>医監</u> 、次長、参事、課長及び副参事 イ 院長、副院長、事務局長、事務次長、 <u>薬剤部長</u> 及び <u>看護部長</u>

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第14号

#### 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則(平成18年宮崎県規則第46号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 病院局組織規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号)により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの ア 本庁の次長、参事、課長、副参事及び課長補佐 イ 院長、 <u>園長</u> 、副院長、 <u>副園長</u> 、事務局長、 <u>事務次長</u> 、 <u>事務次</u>	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 病院局組織規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号)により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの ア 本庁の <u>医監</u> 、次長、参事、課長、副参事及び課長補佐 イ 院長、副院長、事務局長、事務次長、 <u>薬剤部長</u> 、 <u>看護部長</u>

長、薬剤長、看護部長、副薬剤長、総看護師長及び副看護部長	、副薬剤部長及び副看護部長
------------------------------	---------------

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第15号

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則

証明手数料徴収規則（昭和32年宮崎県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
事 務	区 分	単 位	金 額		事 務	区 分	単 位	金 額	
[略]					[略]				
7 その他の証明	(1)~(11) ]	[略]	[略]	[略]	7 その他の証明	(1)~(11) ] <u>(12) と畜場法 (昭和28年法 律 114号) 第 14条第3項の 規定に基づく 伝達性海綿状 脳症の有無に ついての検査 に合格した食 肉であること の証明</u>	同	400円	

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第16号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(かい長への委任) 第3条 [略]		(かい長への委任) 第3条 [略]	
2 別表第1の左欄に掲げる出先機関に係る前項第1号、第2号及び第3号の事務は、同表右欄に掲げるかいのかい長に委任する。	2 別表第1の左欄に掲げる出先機関に係る前項第1号、第2号及び第3号(食品開発センターにあっては、同項第1号、第2号、第3号及び第5号)の事務は、同表右欄に掲げるかいのかい長に委任する。		
3 [略]	3 [略]		
4 かい長は、特別の必要があつて知事の承認を受けたときは、第1項及び第2項の規定により委任を受けた事務の一部を当該かいに所属する支場等に勤務する職員に専決させることができる。	4 かい長は、特別の必要があつて知事の承認を受けたときは、第1項及び第2項の規定により委任を受けた事務の一部を <u>当該かいに所属する職員又は当該かいに所属する支場等に勤務する職員</u> に専決させることができる。		
5・6 [略] (出納員)	5・6 [略] (出納員)		

第4条 総務部、会計管理局及び警察本部に出納員を置き、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 総務事務センター課長及び総務事務センター課長補佐(総括)

(2)・(3) [略]

2～5 [略]

(出納員への委任)

第5条 会計管理者は、次の各号に掲げる出納員に対して当該各号に掲げる出納員に対して当該各号に掲げる会計事務を委任する。

(1)～(5)の2 [略]

(5)の3 県税・総務事務所の総務事務センター課長(日南県税・総務事務所、都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所)にあっては、総務商工センター課長)である出納員 当該県税・総務事務所に属する第4号ア及びウからキまでに掲げる事務を行うこと。

(6)～(7) [略]

(予算執行の伺い及び合議等)

第54条 [略]

2～3 [略]

4 次の各号の一に該当するときは、部局にあっては財政課長及び会計課長に、かいにあっては出納員に合議しなければならない。

(1) [略]

(2) 過年度支出をしようとするとき。

(3) [略]

5 [略]

(請求書による原則)

第60条 経費の支出は、債権者の請求書の提出を受けてしなければならない。ただし、次の各号に掲げるもの及び経費の性質により請求書を提出させることが適当でない認められるものについては、これによらないことができる。

(11)～(15) [略]

(資金前渡請求書の提出)

第62条の2 支出命令者は、職員に資金を前渡しようとするときは、当該職員から資金前渡請求書を提出させなければならない。ただし、給与、賃金、生活保護法に基づく保護費及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく福祉手当については、この限りでない。

(前渡資金の精算)

第65条 [略]

2 前項の期間内に精算をしない者に対しては、次回の資金の前渡をしないことができる。

第4条 総務部、会計管理局及び警察本部に出納員を置き、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 総務事務センター課長、総務事務センター課長補佐(総括)及び総務事務センター主幹又は総務事務センター副主幹(総務事務センター主幹又は総務事務センター副主幹にあっては、物品の事務を掌理する者に限る。)

(2)・(3) [略]

2～5 [略]

(出納員への委任)

第5条 会計管理者は、次の各号に掲げる出納員に対して当該各号に掲げる出納員に対して当該各号に掲げる会計事務を委任する。

(1)～(5)の2 [略]

(5)の3 県税・総務事務所の総務事務センター長(日南県税・総務事務所、都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所)にあっては、総務商工センター長)である出納員 当該県税・総務事務所に属する第4号ア及びウからキまでに掲げる事務を行うこと。

(6)～(7) [略]

(予算執行の伺い及び合議等)

第54条 [略]

2～3 [略]

4 次の各号の一に該当するときは、部局にあっては財政課長及び会計課長に、かいにあっては出納員に合議しなければならない。

(1) [略]

(2) 過年度支出をしようとするとき(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第19条第3項に規定する労働保険料の不足額に係るものを除く。)

(3) [略]

5 [略]

(請求書による原則)

第60条 経費の支出は、債権者の請求書の提出を受けてなければならない。ただし、次の各号に掲げるもの及び経費の性質により請求書を提出させることが適当でない認められるものについては、これによらないことができる。

(11)～(15) [略]

(16) 第71条の2に規定する自動口座振替により支払う経費

(資金前渡請求書の提出)

第62条の2 支出命令者は、職員に資金を前渡しようとするときは、当該職員から資金前渡請求書を提出させなければならない。ただし、給与、賃金、生活保護法に基づく保護費、特別児童扶養手当及び第71条の2に規定する自動口座振替により支払う経費については、この限りでない。

(前渡資金の精算)

第65条 [略]

2 前項本文の規定にかかわらず、第71条の2に規定する自動口座振替により支払う経費で資金前渡額に対して精算額が同額であるものについては、資金前渡精算書の作成を省略できるものとする。

。

3 第1項に規定する期間内に精算をしない者に対しては、次回の資金の前渡をしないことができる。

(自動口座振替による支払)

第71条の2 令第161条第1項第8号、第13号及び第14号に掲げる経費は、当該経費の支払に係る専用の口座から自動口座振替によ

(過年度の支出及び過誤納収入金の戻出)  
第94条 [略]

(契約保証金)  
第 101条 [略]  
2 前項の契約保証金は、次の各号の一に該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。  
(1)～(7) [略]

別表第 2 (第 4 条関係)  
かいに置く出納員

出 先 機 関 名	職 名
県税・総務事務所	管理課長又は納税管理課長及び総務事務センター課長又は総務商工センター課長
[略]	[略]
福祉子どもセンター	副所長
[略]	

別表第10 (第 152条の 2 関係)

主管の部局又はかい名	物品取扱者を置く出先機関等名
[略]	
都城養護学校	都城養護学校小林校

り支払うことができる。  
(過年度の支出及び過誤納収入金の戻出)  
第94条 [略]  
2 前項の規定にかかわらず、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条第3項に規定する労働保険料の不足額の支出をする場合は、当該部局又はかいにおける過年度の支出であることの書類の作成及びかいにおける当該かいを主管する部局の長への報告を省略することができる。

(契約保証金)  
第 101条 [略]  
2 前項の契約保証金は、次の各号の一に該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。  
(1)～(7) [略]  
(8) 不動産の買入れ若しくは借入れ又は物件の移転補償を行う契約その他これに類する契約で契約保証金を納めさせる必要がないと認められる契約を締結するとき。

別表第 2 (第 4 条関係)  
かいに置く出納員

出 先 機 関 名	職 名
県税・総務事務所	管理課長又は納税管理課長及び総務事務センター長又は総務商工センター長
[略]	
福祉子どもセンター	総務課長
[略]	

別表第10 (第 152条の 2 関係)

主管の部局又はかい名	物品取扱者を置く出先機関等名
[略]	
都城きりしま支援学校	都城きりしま支援学校小林校
延岡わかあゆ支援学校	延岡わかあゆ支援学校高千穂校

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第17号

物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則

物品の購入等の事務に関する規則（平成10年宮崎県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において「物品の購入」とは、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号。以下「財務規則」という。）第 2 条第 2 号に規定する部局（警察本部を除く。以下「部局」という。）並びに同条第 1 号に規定するかい（同号アに規定する出先機関であって宮崎県内に所在するものに限る。）及び別表第 1 に掲げる出先機関等（以下「出先機関等」という。）が行う物品の購入（別表第 2 に掲げる物品の購入及び総務事務センター課長が適当でないとして認められた場合における物品の購入を除く。）をいう。</p> <p>2 この規則において、「物品の修繕」とは、部局及び出先機関等が行う物品の修繕のための措置をいう。</p> <p>(物品の購入の要求)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において「物品の購入」とは、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号。以下「財務規則」という。）第 2 条第 2 号に規定する部局（警察本部を除く。以下「部局」という。）及び同条第 1 号に規定するかい（同号アに規定する出先機関（宮崎県外に所在するもの及び別表第 1 に掲げるものを除く。）に限る。以下「かい」という。）が行う物品の購入（別表第 2 に掲げる物品の購入及び総務事務センター課長が適当でないとして認められた場合における物品の購入を除く。）をいう。</p> <p>2 この規則において、「物品の修繕」とは、部局及びかいが行う物品の修繕のための措置をいう。</p> <p>(物品の購入の要求)</p>

第 3 条 [略]

2 出先機関等の長は、物品の購入の必要が生じたときは、その都度、物品購入要求書を県税・総務事務所又は西臼杵支庁の長（以下「県税・総務事務所長」という。）に提出して、当該物品の購入を要求しなければならない。

（要求にかかる物品の購入）

第 4 条 [略]

2 総務事務センター課長及び県税・総務事務所長は、要求物品の購入を決定したときは、直ちに当該要求をした部局の長又は出先機関等の長に調達決定書（別記様式）を送付するものとする。

（物品の修繕）

第 5 条 部局の長及び出先機関等の長は、物品の修繕の必要が生じたときは、財務規則第 162 条の規定により当該物品の修繕のための措置をとるものとする。ただし、部局において、当該修繕に係る予算執行の伺いの執行予定額が 100 万円以上の場合には、総務事務センター課長に合議しなければならない。

（要求物品の検査等）

第 6 条 購入した要求物品の検査は、総務事務センター課長又は県税・総務事務所長が行う。ただし、総務事務センター課長又は県税・総務事務所長が、部局又は出先機関等に直接納品を行うことが適当と認めた要求物品の検査は、部局の長又は出先機関等の長が行う。

2 前項ただし書きの検査を行った部局の長又は出先機関等の長は、当該検査の結果を速やかに総務事務センター課長又は県税・総務事務所長に報告するものとする。

（要求物品の交付）

第 7 条 総務事務センター課長及び県税・総務事務所長は、前条第 1 項本文の検査を終え、又は同条第 2 項の報告を受けたときは、直ちに当該部局の長又は出先機関等の長に要求物品を交付するものとする。

別表第 1（第 2 条関係）

- 総合農業試験場畑作園芸支場
- 総合農業試験場茶業支場
- 総合農業試験場亜熱帯作物支場
- 総合農業試験場葉草・地域作物センター
- 病害虫防除・肥料検査センター
- 畜産試験場川南支場
- 水産試験場生物利用部小林分場

別表第 2（第 2 条関係）

[略]

14 総務事務センター又は県税・総務事務所で単価契約を行い、その単価に基づき部局又は出先機関等が購入することについて総務事務センター課長又は県税・総務事務所長が適当と認めたもの

[略]

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

第 3 条 [略]

2 かいの長は、物品の購入の必要が生じたときは、その都度、物品購入要求書を県税・総務事務所又は西臼杵支庁の長（以下「県税・総務事務所長」という。）に提出して、当該物品の購入を要求しなければならない。

（要求にかかる物品の購入）

第 4 条 [略]

2 総務事務センター課長及び県税・総務事務所長は、要求物品の購入を決定したときは、直ちに当該要求をした部局の長又はかいの長に調達決定書（別記様式）を送付するものとする。

（物品の修繕）

第 5 条 部局の長及びかいの長は、物品の修繕の必要が生じたときは、財務規則第 162 条の規定により当該物品の修繕のための措置をとるものとする。ただし、部局において、当該修繕に係る予算執行の伺いの執行予定額が 100 万円以上の場合には、総務事務センター課長に合議しなければならない。

（要求物品の検査等）

第 6 条 購入した要求物品の検査は、総務事務センター課長又は県税・総務事務所長が行う。ただし、総務事務センター課長又は県税・総務事務所長が、部局又は部局以外の機関に直接納品を行うことが適当と認めた要求物品の検査は、部局の長又は部局以外の機関の長が行う。

2 前項ただし書きの検査を行った部局の長又は部局以外の機関の長は、当該検査の結果を速やかに総務事務センター課長又は県税・総務事務所長に報告するものとする。

（要求物品の交付）

第 7 条 総務事務センター課長及び県税・総務事務所長は、前条第 1 項本文の検査を終え、又は同条第 2 項の報告を受けたときは、直ちに当該部局の長又はかいの長に要求物品を交付するものとする。

別表第 1（第 2 条関係）

- 衛生環境研究所
- 看護大学
- こども療育センター
- 木材利用技術センター
- 工業技術センター
- 産業技術専門学校
- 総合農業試験場
- 農業大学校
- 畜産試験場
- 水産試験場

別表第 2（第 2 条関係）

[略]

14 総務事務センター又は県税・総務事務所で単価契約を行い、その単価に基づき部局又はかいが購入することについて総務事務センター課長又は県税・総務事務所長が適当と認めたもの

[略]

宮崎県規則第18号

宮崎県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

宮崎県農業改良資金貸付規則（平成14年宮崎県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、農業改良資金助成法（昭和31年法律第 102号。以下「法」という。）、農業改良資金助成法施行令（昭和31年政令第 131号）及び農業改良資金助成法施行規則（平成14年農林水産省令第57号）（以下これらを「貸付関係法規」という。）に定めるもののほか、農業改良資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(貸付け)</p> <p>第3条 県は、予算の範囲内で、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法の定めるところにより農業者等に対する農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関（以下「融資機関」という。）に対する当該業務に必要な資金の貸付け</p> <p>2 前項第2号の規定による融資機関への貸付けに関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(保証人等)</p> <p>第5条 農業改良資金の貸付け（以下「貸付け」という。）を受けようとする農業者等（以下「借入申込者」という。）は、連帯保証人を立てなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第6条 借入申込者は、別に定める借入申込書及び経営改善資金計画書（以下これらを「申込書等」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第7条 知事は、前条の規定により申込書等の提出を受けたときは</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、農業改良資金助成法（昭和31年法律第 102号。以下「法」という。）、農業改良資金助成法施行令（昭和31年政令第 131号）及び農業改良資金助成法施行規則（平成14年農林水産省令第57号）（以下これらを「貸付関係法規」という。）<u>並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第 234号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）に定めるもののほか、農業改良資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>この規則において「中小企業者」とは、農商工等連携促進法第2条第1項各号に規定する者をいう。</u></p> <p>4 <u>この規則において「認定中小企業者」とは、農商工等連携促進法第11条第1項に規定する認定中小企業者をいう。</u></p> <p>(貸付け)</p> <p>第3条 県は、予算の範囲内で、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>認定中小企業者に対する農業改良資金の貸付け</u></p> <p>(3) 法の定めるところにより農業者等及び認定中小企業者に対する農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関（以下「融資機関」という。）に対する当該業務に必要な資金の貸付け</p> <p>2 前項第3号の規定による融資機関への貸付けに関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(保証人等)</p> <p>第5条 農業改良資金の貸付け（以下「貸付け」という。）を受けようとする農業者等<u>及び認定中小企業者</u>（以下「借入申込者」という。）は、連帯保証人を立てなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>第1項の場合において、借入申込者が中小企業者の組織する団体であるときは、その構成員のうち当該借受けによって受益する者が当該団体の連帯保証人となるものとする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第6条 借入申込みを行う農業者等は、別に定める借入申込書及び経営改善資金計画書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>借入申込みを行う認定中小企業者は、別に定める農業改良資金県貸付金貸付申請書及び農商工等連携促進法第5条第3項に基づく認定農商工等連携事業計画書の写しを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第7条 知事は、前条の規定により貸付けの申請があったときは、</p>

、速やかにその適否を審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

2・3 [略]

(事業実施の報告)

第9条 借受者は、貸付けに係る事業の完了後30日以内に農業改良資金事業実施報告書(別記様式第3号)を知事に提出しなければならない。この場合において、借受者が法人格のない農業者団体であるときは、農業改良資金事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印しなければならない。

(事務の委託)

第13条 知事は、法第13条の規定により、農業改良資金の貸付けに係る事務(貸付けの決定、一時償還の決定及び支払猶予の決定を除く。)の一部を宮崎県信用農業協同組合連合会(以下「連合会」という。)に委託するものとする。

2 [略]

別表(第4条関係)

貸付対象資金	貸付対象者
1 施設の改良、造成又は取得に必要な資金	1・2 [略]
[略]	

[略]

12 [略]

速やかにその適否を審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

2・3 [略]

(事業実施の報告)

第9条 借受者は、貸付けに係る事業の完了後30日以内に農業改良資金事業実施報告書(別記様式第3号)を知事に提出しなければならない。この場合において、借受者が法人格のない農業者団体又は中小企業者の組織する団体であるときは、農業改良資金事業実施報告書にそれぞれ個人別内訳又は中小企業者別内訳を明記し、各人又は各中小企業者の確認印を押印しなければならない。

(事務の委託)

第13条 知事は、法第13条の規定により、農業改良資金の貸付けに係る事務(貸付けの決定、一時償還の決定及び支払猶予の決定を除く。)の一部を宮崎県信用農業協同組合連合会(以下「連合会」という。)に委託することができるものとする。

2 [略]

別表(第4条関係)

貸付対象資金	貸付対象者
1 施設の改良、造成又は取得に必要な資金	1・2 [略] 3 農工商等連携促進法第4条第1項に規定する農工商等連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等 4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等(同計画に従って同法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施するものに限る。)
[略]	

[略]

12 [略]

13 農業経営に要する施設(中小企業者が連携先の農業者等に代わって導入する当該農業者等の行う生産活動に必要なトラクター、コンバイン等の農業機械、保管庫、格納庫、ビニルハウス等の農業生産に関連する建物等をいう。)の設置に必要な資金

認定中小企業者(農工商等連携促進法第5条第3項に規定する認定農工商等連携事業計画の作成主体が事業協同組合等の中小企業者の組織する団体である場合で、当該団体の直接又は間接の構成員である中小企業者が当該認定農工商等連携事業として連携先の農業者等の実施する農業改良措置を支援するときは、当該構成員である中小企業者を含む。)であって、次の要件のすべてを満たすもの

- (1) 金融保険業を営んでいないこと。
- (2) 融資機関と取引停止中でないこと、又は初回不渡発生後6か月を経過していること。
- (3) 暴力的不法行為者でないこと。
- (4) 借入申込みに際し金融斡旋業等を営む第三者が介在していないこと。
- (5) 許認可及び登録等を必要とする業種である場合は、当該許認可及び登録等を受けていること。

14 中小企業者が連携先の農業者等の生産

13の項の貸付対象者欄に掲げるもの

	<p>する農畜産物等を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれる加工の用に供する施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p>	
	<p>15 中小企業者が連携先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売の用に供する施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p>	<p>13の項の貸付対象者欄に掲げるもの</p>

様式第 2 号（第 8 条関係）

[略]

（裏）

[略]

第 3 条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し農業改良資金事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、借受者が法人格のない農業者団体であるときは、農業改良資金事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

[略]

様式第 3 号（第 9 条関係）

[略]

3 資金調達の実績

[略]

（注）借受が共同の場合には、個人別明細表を添付すること。

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 2 号（第 8 条関係）

[略]

（裏）

[略]

第 3 条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し農業改良資金事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、借受者が法人格のない農業者団体又は中小企業者の組織する団体であるときは、農業改良資金事業実施報告書にそれぞれ個人別内訳又は中小企業者別内訳を明記し、各人又は各中小企業者の確認印を押印するものとする。

[略]

様式第 3 号（第 9 条関係）

[略]

3 資金調達の実績

[略]

（注）借受者が法人格のない農業者団体又は中小企業者の組織する団体であるときは、それぞれ個人別内訳表又は中小企業者別内訳表を添付すること。

[略]